

(別紙 1)

岡谷市シティプロモーション WEB サイト構築・運営業務 仕様書

2025（令和7）年 8月

岡谷市企画政策部地域創生推進課

目次

1	業務名称	- 1 -
2	目 的	- 1 -
3	基本方針	- 1 -
4	業務内容	- 3 -
5	履行期間	- 3 -
6	ウェブサイトの規模（参考値）	- 3 -
7	納品	- 4 -
8	検査	- 5 -
9	その他の留意事項	- 5 -

1 業務名称

岡谷市シティプロモーション WEB サイト構築・運営業務

2 目的

岡谷市では、移住定住の促進、関係人口の創出、来訪者の増加、シビックプライドの醸成など、様々な観点からシティプロモーションの重要性を認識し、既存のホームページや各種 SNS 等を活用した情報発信を行ってきた。

今後、特に移住定住促進の観点から、発信力の強化が求められることを見据え、岡谷市の魅力をより効果的かつ魅力的に発信するための専用ウェブサイトを新規に立ち上げる。本サイトは、閲覧者にとって「思わず見続けたい」「岡谷市に関心を持ち、実際に訪れたい」導線となることを目指す。単なる情報の発信を超え、市内外の人々の行動要因となり得る媒体として、移住定住施策、ひいては、まちづくりの基盤となるようなウェブサイトの構築を目的とする。

3 基本方針

（１）閲覧者を離脱させない視認性と操作性に優れたデザインとすること

視認性・操作性に配慮したレイアウトやアニメーションなどを活用し、閲覧者にとってストレスのない快適な UI（ユーザーインターフェース）・UX（ユーザーエクスペリエンス）を実現する。結果として、滞在時間の向上や離脱防止につながる工夫をすること。

（２）岡谷市の魅力を直感的に感じられるデザインとすること

風景やイベントの様子など、岡谷市の生活のイメージが感じられる画像や動画等の視覚的要素を適切に活用し、岡谷市の自然・文化・人々の魅力が直感的に感じられるデザインとすること。単なる観光地紹介にとどまらず、まちの暮らしや価値観が伝わる構成とすること。

（３）スマートフォン等の多様な端末での閲覧を想定したレスポンスデザインとすること

閲覧者の使用端末に応じてレイアウトやデザインが自動的に最適化されるレスポンスデザインとする。単に見た目が縮小・拡大されるのではなく、各デバイスでの閲覧体験に配慮した情報配置・操作性・ビジュアル構成を行うこと。

（４）閲覧性と回遊性を考慮した設計とすること

閲覧者が求める情報にストレスなく辿り着けるよう、コンテンツやターゲット、目的によってページを分けた情報設計を行う。加えて、サイト内を「読み進めたい」構成とするために、関連記事・関連人物・関連プロジェクトのリンクの導線を適切に設置し、滞在時間や回遊率を高める設計とする。

（５）自由度と使いやすさが両立した CMS を構築すること

記事の更新については岡谷市職員が作成することを想定し、専用の編集用 CMS を構築する。編集用 CMS は、テンプレート化を基本としつつも、画像やテキストについて自由な配置が可能な構造とすること。

(6) 強固なセキュリティ体制と保守体制を整備すること

第三者からの不正アクセスや改ざん等に対するセキュリティ対策を講じること。また、開設後の運用において、不具合が発生した場合の対応、サーバーや CMS、プラグインに係る保守管理、バックアップ体制、障害時の連絡体制などを明確にし、安定した運用が継続できる体制を構築すること。

(7) アクセシビリティに配慮すること

JIS X 8341-3:2016 に準拠し、ホームページ全体の達成基準が「レベル AA」を満たすこと。本サイトはプロモーションを主目的とするため、過度なアクセシビリティ対応は求めないが、閲覧者全体の使いやすさ向上の観点から、コントラストや視認性、操作性において配慮を行うこと。

(8) SNS 等の外部サービスとの連携を想定した設計を行うこと

各種 SNS サイトや、既存または新規の外部プラットフォームとの連携を想定し、ウェブサイトからの発信が拡散・波及しやすい設計とすること。SNS 投稿との連動、埋め込み対応、適切な OGP の設定などを含めた外部連携の仕組みを整えること。

(9) 基本的な SEO 対策に対応した構造とすること

サイト公開後に適切な情報発信や改善が行えるよう、アクセス状況や利用動向を把握できる環境を構築すること。また、構築時点で、「検索エンジンが理解しやすい構成とする」「ページごとのタイトルやメタディスクリプションの設定が可能とする」等の基本的な SEO を考慮した構造とすること。

(10) 将来的な機能拡張への対応をすること

本業務は開設時点で必要な機能を対象とするが、将来的に、利用状況やニーズに応じ、新たな機能拡張を行う可能性がある。将来的な拡張性を考慮した設計とすること。

(11) 内容は本市との協議の上、最も適切なものとする

本業務の実施にあたっては、本仕様書および別紙②要件一覧の内容を基本とするが、詳細な要件・機能・デザイン等については、受託事業者と本市が適宜協議のうえで決定するものとする。

(12) 参考としたい事例

- ☐ 広島県尾道市シティプロモーションサイト「人と尾道」
- ☐ 東京都八王子市シティプロモーションサイト「八王子市シティプロモーションサイト」
- ☐ 大阪府枚方市シティプロモーションサイト「みーんな、枚方家族」
- ☐ 千葉県流山市移住プロモーションサイト「ながれやま style」
- ☐ 福井県移住プロモーションサイト「ふくい移住ナビ」

4 業務内容

- (1) ドメイン・サーバーの取得および初期設定
- (2) 魅力や情報が直感的に伝わる構成設計およびデザイン制作
- (3) 記事の作成・整備
- (4) サイト内で利用する画像・動画の撮影/編集
- (5) 自由度と使いやすさを両立した CMS の設計・構築
- (6) スマートフォン等へのレスポンス対応
- (7) SNS 等の外部サービスとの連携機能の設計・設定
- (8) アクセシビリティに配慮した設計
- (9) アクセス解析および SEO 改善が可能な環境の整備
- (10) 目標アクセス数の設定および達成に向けた運用ガイドラインの策定
- (11) 令和 8 年度の保守・障害対応・運用・記事の更新
- (12) 令和 9 年度以降の保守・障害・運用・記事の更新の対応方針の作成
- (13) 操作・運用マニュアルの作成
- (14) 操作研修の実施

* 詳細については「(別紙 2)要件一覧」による。

5 履行期間

本業務において、サイトの構築を令和 7 年度内に完了させるものとする。ただし、季節やイベント等の関係で、令和 7 年度中に撮影・掲載が困難な画像・動画素材については、令和 8 年度の運用期間中に追加更新を行うものとする。構築および運用保守に係る期間は以下の通りである。

(1) 構築に係る期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日までとし、ホームページの公開開始は令和 8 年 4 月 1 日からとする。ただし、令和 8 年 2 月 1 日から順次機能を岡谷市と共有することで、岡谷市担当職員が記事の作成などの作業を行える形とする。

(2) 運用保守に係る期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、以後年度ごとに契約する。

6 ウェブサイトの規模（参考値）

(1) ページ数

□ 想定初期ページ数 : 9 ページ

「全体トップページ」、「インタビュートップページ」※1、「企業・店舗紹介トップページ」※2、「地域資源・取組特集トップページ」※3、「岡谷市紹介ページ」、「移住支援施策紹介ページ」、「お知らせ」「お問い合わせ」、「このサイトについて」

※1 インタビュー：岡谷市内の“面白い人”に焦点を当ててインタビュー形式で紹介する記事

※2 企業・店舗紹介：岡谷市内の企業や店舗を紹介する記事

※3 地域資源・取組特集：前述 2 パターンの記事以外のことについてコラム形式で特集。「岡谷シェアオフィスってどんなところ?」「岡谷太鼓祭りの裏側に密着!」など。

□年間更新想定ページ数（委託業者）

令和 8 年度：9 ページ

構築期間内に撮影できなかった季節の画像・動画を含む記事の追加更新を行う。

令和 9 年度以降：5 ページ

「岡谷市紹介ページ」、「移住支援施策紹介ページ」については人口変動や施策の追加・廃止等に応じて適宜修正・更新を行う。他ページについても必要に応じて更新を行う。

□年間更新想定ページ数（岡谷市職員）：72

インタビュー記事、企業・店舗紹介記事、地域資源・取組特集をそれぞれ月に 1 本程度、お知らせを月に 3 本程度と想定。

（２） 月間アクセス数

月間アクセス数（目標値）：15,000 セッション

※参考 他自治体シティプロモーションサイト月間アクセス数：2,500～10,000 セッション

想定としては一般的な自治体関連のプロモーションサイトと同程度の水準を想定しており、初年度において約 5,000 セッション、将来的には月間 15,000 セッション程度の利用規模を想定。

（３） 同時アクセス数

同時アクセス数（最大値）：50 人

サイトの通常利用時の同時アクセス数をおおむね 1～15 人程度と想定する。SNS での拡散や急な話題化により、一時的にアクセス数が増えることも想定し、最大で 50 人程度の同時アクセスを想定する。

7 納品

本業務完了後、履行期限までに下記の成果物を提出することとし、紙媒体と電子媒体（CD-R など）を各 2 部納品すること。

- （１） サイト構成設計書
- （２） デザイン設計書
- （３） 当該システムおよび CMS に係るソフトウェアの設定情報等一式
- （４） 操作・運用マニュアル
- （５） アクセシビリティガイドライン
- （６） アクセシビリティ試験結果
- （７） アクセス解析・SEO 関連の設定記録および管理情報
- （８） 議事録集（各議事後に提出した議事録をまとめたもの）
- （９） その他業務に係る成果物（本業務で作成・使用動画・画像等の素材等を含む）

8 検査

受託事業者は、業務が完了したときは、本市に対して速やかに業務完了報告書を提出しなければならない。

本市は業務完了報告書を受理してから 10 日以内に業務完了を確認するための検査を行い、不相当と認められる箇所又は不足する部分がある場合は、受託事業者に対しこの補足その他必要な措置を指示するものとし、受託事業者は、これを引き受け、改めて本市の検査を受けるものとする。

9 その他の留意事項

(1) 瑕疵担保

構築業務終了後、1 年以内に業務に係る「瑕疵」が発見された場合、受託事業者は本市の指示に従い、必要な措置を無償で行うものとする。

(2) 秘密の保持

受託事業者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(3) 著作権の帰属

業務における成果物の所有権、著作権、及びその他の権利は、当該引渡しの時点をもって原則全て本市に帰属するものとする。

(4) 損害賠償

受託事業者の責に帰すべき理由により、業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託事業者が負担するものとする。

(5) 第三者への委託

受託事業者は業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に再委託する場合にあっては、本市より事前の書面により承諾を得るものとする。

(6) 打ち合わせ及び連絡調整

仕様、進捗状況等の確認を行うため、本業務の履行期間内は本市にて打ち合わせを行い、実施後 7 日以内に議事録を提出すること。

(7) 協議

本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定すること。